

長崎県労働基準監督署は県立大学の違法な労働管理の是正を行政指導中……………(その4)

県立大学はこれまで、教員の労働管理を多くの大学で行われている裁量労働制(=週 40 時間の勤務時間を教員の自主管理によって振り分けるみなし時間勤務制度)ではなく時間管理制(=タイムレコーダーなどによる労働時間の管理)で行っていると主張してきました(そのように主張しなければ久木野教授の懲戒処分の理由が無くなる)。しかし、昨年 12 月 1 日、労働基準監督署(労基署)は県立大学がこれまで時間管理による教員の労働管理をしていないことを確認する一方、裁量労働制も採用していない実態を知り、現状の違法な労働管理を是正するように「是正勧告」を行い行政指導を続けています。今年 1 月より、県立大学は全教員の「勤務時間報告書」をもとに「賃金台帳」を整備して形ばかりの時間管理制を実施しようとしたようですがわずか3ヶ月も経たない内に諦めたことが判明しました。

裁量労働制の実態を隠そうとして時間管理制であったと強弁していたようですが、あまりにも実態と異なる主張を続けるのには無理があったようです。ここにきて急遽、県立大学は裁量労働制の導入を教員に提案し、教員代表との間で協定を取り交わすことになりました。協定は3月17日に締結され、実施は4月1日からということです。あまりに急な大学からの要請に、教員側では協定の十分なチェックもできなかったそうで、内容的には問題の多い協定のようなようです。しかし、それでも、教員の勤務の実態を大学が認めざるを得なくなったことは、大学の教育研究環境の一步前進であるのは間違いないと思われます。